

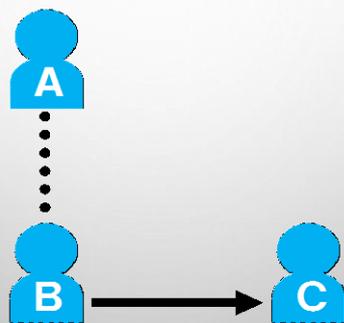
合格ナビゲーション講座 なび☆ログ 【民法】

リーダーズ総合研究所
村瀬仁彦

練習問題

過去問・問題2(動産物権変動) ①

図解化



過去問・問題2(動産物権変動) ②

即時取得の『要件』(192条)

- ① 動産であること
- ② 取引行為によって占有を承継したこと
- ③ 無権利者から取得したこと
- ④ 平穩・公然・善意・無過失であること
- ⑤ 占有を取得したこと

過去問・問題2(動産物権変動) ③

即時取得の『要件』(192条)

- ③ 無権利者から取得したこと
- ④ 平穩・公然・善意・無過失であること

・平穩、公然、善意
→ 186条1項により推定。
・無過失
→ 188条により推定(最判昭41.6.9)

過去問・問題2(動産物権変動) ④

即時取得の要件(192条)

- ⑤ 占有を取得したこと

・現実の引渡し → ○
・簡易の引渡し → ○
・指図による占有移転 → ○
・占有改定 → ×(最判昭35.2.11)

過去問・問題2(動産物権変動)⑤

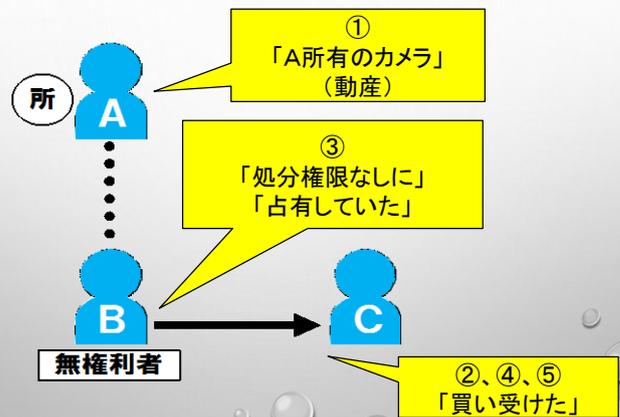
即時取得の効果(192条)

動産上の権利(所有権、質権、譲渡担保権、動産先取特権)を、**原始取得**する。

『原始取得』とは、取得した権利を前所有者の権利にもとづくことなく原始的に取得する。

⇔ 承継取得 (ex. 売買、相続など)

過去問・問題2(動産物権変動)⑥



過去問・問題2(動産物権変動)⑦

肢ア ×「効果」

→ 「Bから承継取得」ではない。

肢イ ×「要件」

→ 判例知識。無過失は推定されるので、Cは自ら無過失を立証する必要はない。

過去問・問題2(動産物権変動)⑧

肢ウ ×「要件」

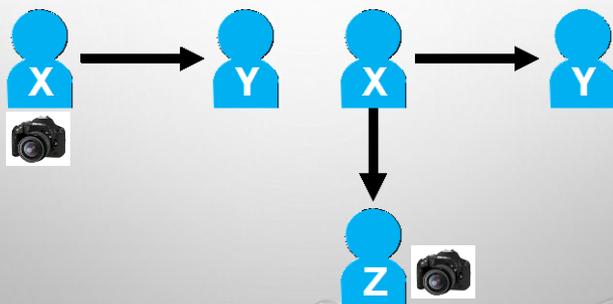
Bは、Cにカメラを売却し、以後Cのために占有する旨の意思表示をし、引き続きカメラを所持していた場合……

- ・現実の引渡し → ○
- ・簡易の引渡し → ○
- ・指図による占有移転 → ○
- ・占有改定 → ×(最判昭35.2.11)

過去問・問題2(動産物権変動)⑨

≪占有改定≫

≪指図による占有移転≫

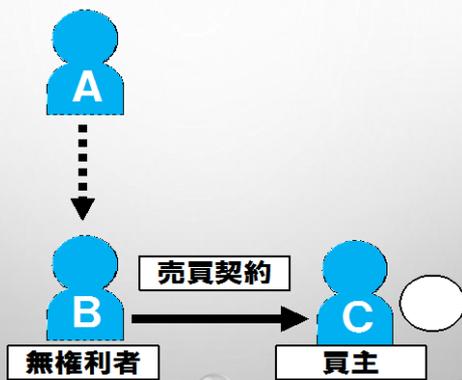


過去問・問題1(動産物権変動)

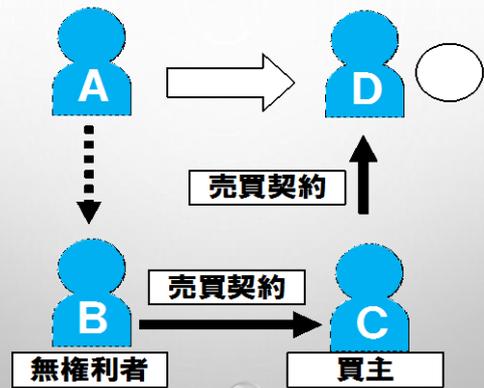
即時取得の『要件』(192条)

- ① **動産**であること
肢ア
- ② **取引行為**によって占有を承継したこと
肢イ、肢ウ、肢エ
- ③ **無権利者**から取得したこと
- ④ 平穩・公然・善意・**無過失**であること
- ⑤ **占有**を取得したこと

過去問・問題4(動産物権変動)①



過去問・問題4(動産物権変動)②



過去問・問題3・4(動産物権変動)③

盗品又は遺失物の回復(193条)

前条の場合において、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から2年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる。

盗品又は遺失物の回復(194条)

占有者が、盗品又は遺失物を、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買い受けたときは、被害者又は遺失者は、占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない。

答練・問題1・2(動産物権変動)

- ① 動産であること
- ② 取引行為によって占有を承継したこと
1-イ、1-ウ、1-オ、2-ア、2-エ
- ③ 無権利者から取得したこと
- ④ 平穩・公然・善意・無過失であること
- ⑤ 占有を取得したこと
1-ア、2-オ

本日のまとめ

～合理的な学習法とは～

- ① 「同じテーマ」の問題を「グループング」する。
- ② 「条文」(要件・効果)を学ぶ。
- ③ ②に関連する「判例」を学ぶ。
- ④ 「問題演習」で知識を使う訓練をする。
- ⑤ 「抽象化」した知識を、繰り返す(記憶)。